

地区計画の区域内における行為の届出書

鳥栖市長 様	令和 年 月 日 届出者 住所 氏名 (Tel)					
都市計画法第58条の2項第1項の規定に基づき、 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木材の伐採						
記						
1 地区名		鳥栖北部丘陵新都市地区				
2 行為の場所		鳥栖市弥生が丘 丁目 番地				
3 行為の着工予定日		令和 年 月 日				
4 行為の完了予定日		令和 年 月 日				
5 建設又は施行の方法	(1)土地の区画形質の変更		区域の面積	㎡		
	(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
		(ロ) 設計の概要	届出部分		届出以外部分	合計
			(i)敷地面積	/	/	㎡
			(ii)建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
			(iii)延べ面積	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)
	(iv)高さ	(v)用途				
	地盤面から _____ m	(vi)垣又はさくの構造				
	(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積		㎡		
		(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更内容					
(5)木材の伐採	伐採面積		㎡			
備考 1. 届出人が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。 4. 延べ面積欄の()の中に自動車車庫その他もっぱら自動車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を記載すること。						